

専修大学体育 OB・OG 会 会則

第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、専修大学体育会 OB、OG 会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、専修大学体育会各部の強化・支援の充実、及び専修大学の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(本部)

第3条 本会は、本部を専修大学内に置く。

第二章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第三章 構成

第5条 本会の会員は、体育会の各部の出身者をもって構成する。

第四章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名又は3名
- (3)幹事長 1名 副幹事長 1名
- (4)常任幹事 若干名
- (5)会計 1名
- (6)監査 2名
- (7)事務局長 1名 事務局 若干名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は会長の発議により、役員で選考委員会を組織し、全役員会で議決し総会の承認を得なければならない。

(幹事を選任)

第8条 幹事は、次の各号のいずれかに該当する者から選任する。

- (1)体育会各部の OB 会長
- (2)OB 会長から推薦を受けた当該部出身者 各部 1名
- (3)本会に、特に功績又は協力が認められるもので、会長推薦及び役員会の承認が得られた者。5名以内

(任期)

第9条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。但し会長は2期までとする。

(職務)

第10条

- (1)会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障をきたしたときは、その任を代行する。
- (3)幹事長は、会長及び副会長を補佐し、会務を遂行する。
- (4)会計は経理及び財産管理を執行する。
- (5)監査は、会務及び経理を監査し、その結果を役員会、総会に報告する。
- (6)事務局長は、会務に係る事務全般を執行する。

(会議)

第11条

- (1)本会に役員会、総会を置く。
- (2)総会の開催は年1回、会長が招集する。尚必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (3)役員会は適宜開催し、幹事長が招集する。
- (4)会議の議決権は各体育会会長の任にある幹事を各部の代表幹事としその者に1票を付与する。尚、代表幹事が会議に出席できない場合は、当該各部の幹事に議決権を委任することができる
- (5)会議の議決は、出席者の過半数によるものとする。

(総会)

第12条 総会は決算、予算及び活動報告、活動計画、その他の重要事項を審議する。議長は会長が務める。

第五章 経理

第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

(財産管理)

第14条 本会の財産管理は役員会の議決を要する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。事務局は、団体の所在地である事務局を神奈川県平塚市龍城ヶ丘3の17 会計担当 川口宅に置く

(会則の改廃)

第17条 この会則の改廃は、役員会の議決を得て総会の承認を得なければならぬ。

付則

- ・この会即は、平成7年8月から制定し、平成7年4月1日から適用する。
- ・この会則は、平成14年4月1日に改正。同日より施行する。
- ・この会則は、平成15年7月4日に改正。同日より施行する。
- ・この会則は、令和元年7月6日に改正。同日より施行する。

設立年月：平成7年4月1日(1995年4月1日)